

電子請求受付システムにおける  
令和7年度機器更改に伴うベンダテスト計画書

令和6年8月9日

国民健康保険中央会  
保健福祉部

## 目 次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1. 概要.....                      | 1 |
| 1. 1 概要及び目的.....                | 1 |
| 1. 2 テストフロー.....                | 3 |
| 2. ベンダテスト申込方法.....              | 4 |
| 2. 1 対象者.....                   | 4 |
| 2. 2 テスト申込みフロー.....             | 4 |
| 2. 3 申込みの詳細.....                | 5 |
| 2. 3. 1 申込書ダウンロード.....          | 5 |
| 2. 3. 2 申込書送付.....              | 5 |
| 2. 3. 3 申込受付およびベンダテスト情報の送付..... | 5 |
| 3. テスト内容.....                   | 6 |
| 3. 1 詳細説明.....                  | 6 |
| 3. 1. 1 環境.....                 | 6 |
| 3. 1. 2 データ送信 .....             | 6 |
| 3. 1. 3 テストシナリオ .....           | 6 |
| 3. 1. 4 データ取得 .....             | 7 |
| 3. 1. 5 テストの回数.....             | 7 |
| 4. テスト実施期間.....                 | 8 |
| 5. 問合せ.....                     | 8 |
| 6. 注意事項.....                    | 9 |

## 1. 概要

### 1. 1 電子請求受付システムにおける令和7年度機器更改に伴うベンダテストについて

令和7年4月末、電子請求受付システムの機器更改を予定している。機器更改の主な内容は、電子請求受付システムの環境をオンプレミス環境からクラウド環境にリプレースすることである。これに伴い、リプレース後の環境への通信が可能となるよう伝送請求 API ライブラリのバージョンアップを予定している。

伝送請求 API ライブラリのバージョンアップを行うことから、電子請求受付システムにおける令和7年度機器更改に伴うベンダテストを実施する。

#### ① ベンダテストの概要と目的

貴社開発の請求ソフトウェアにおいて、バージョンアップ後の伝送請求 API ライブラリを用いた場合に、現行環境（機器更改前のオンプレミス環境）と次期環境（機器更改後のクラウド環境）に対して問題なく通信ができることの確認を目的に、電子請求受付システムにおける令和7年度機器更改に伴うベンダテストを実施する。

#### ② ベンダテストの詳細

ベンダテスト用の統合インストーラ Ver1.4.0 を事前に提供し、ベンダテスト用の現行環境と次期環境に対してベンダテスト（請求情報の送信に関するテスト等）の実施を可能とする。

補足として、ベンダテスト用の統合インストーラ Ver1.4.0 をインストールすることで、バージョンアップ後の伝送請求 API ライブラリ Ver1.4.0 が利用可能となる。

現行環境と次期環境の接続先の切り替えについて、本稼働では、機器更改（令和7年4月末）を境に現行環境のドメインが次期環境のドメインとして移行されるため、事業所は接続先の切り替えを意識することなく次期環境に接続することができるが、ベンダテストでは現行環境と次期環境にそれぞれ異なるドメインを割り当てているため、必要に応じて手動で切り替えていただく必要がある。

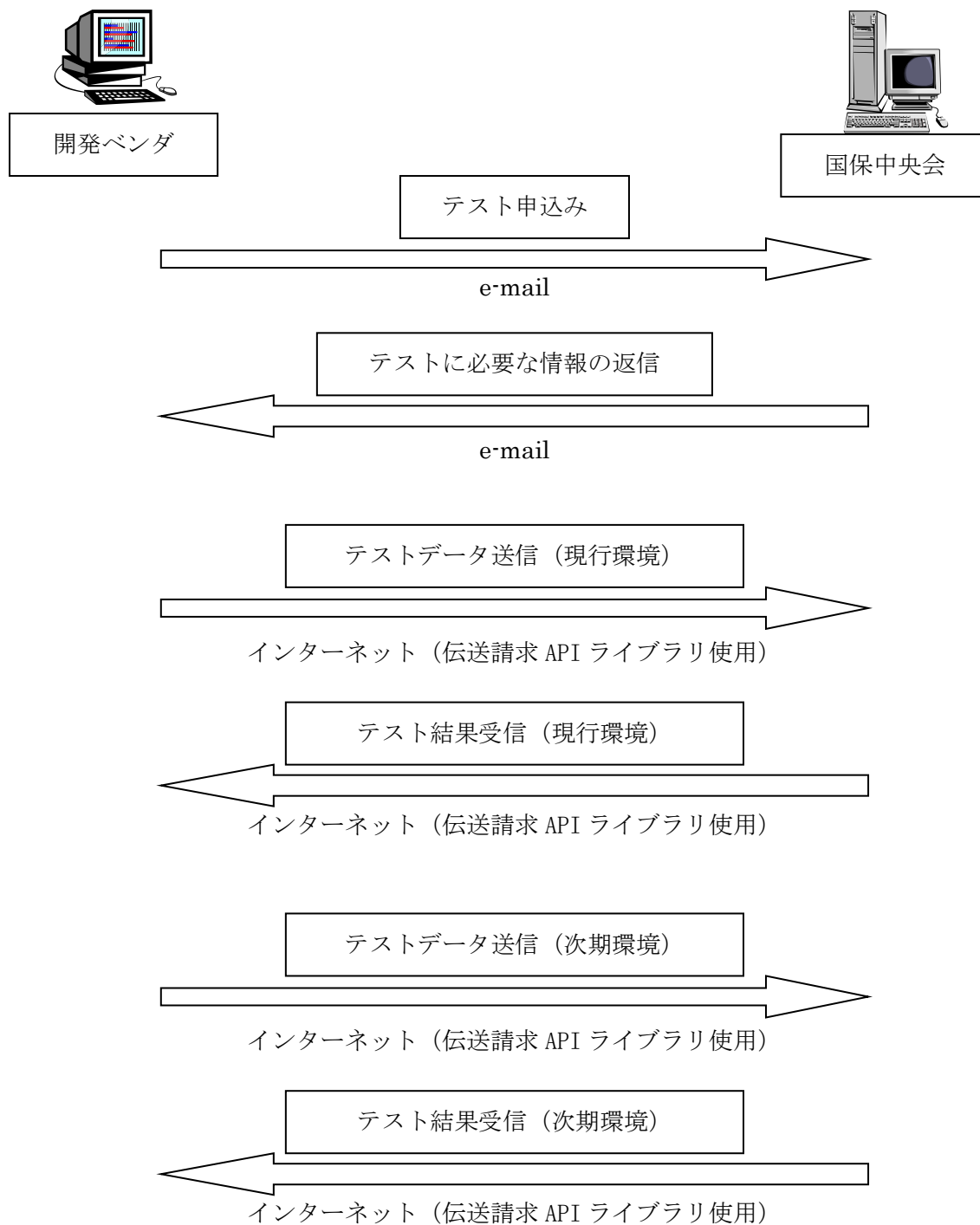
※本稼働とベンダテストとで接続先の切り替え方法は異なるが、あくまでも伝送請求 API ライブラリの接続先の設定内容と電子請求受付システムの環境のドメインとで接続先を識別しており、伝送請求 API ライブラリの仕組み自体に差異はないため、ベンダテストによって本稼働相当の検証を行うことができる。

ベンダテスト用の統合インストーラ Ver1.4.0 の取得手順、及びベンダテスト用の現行環境と次期環境の接続先の切り替え手順については、ベンダテスト申込後の案内を予定している。

【参考】過去に実施したベンダテスト

| No | 概要                                              | 実施期間                                               | 伝送請求 API<br>ライブラリ Ver |
|----|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------|
| 1  | 介護給付費等のインターネット請求に伴うベンダテスト                       | 平成 26 年 7 月 1 日<br>～ 平成 27 年 3 月 31 日              | Ver1.0.0<br>Ver1.0.1  |
| 2  | 介護給付費等のインターネット請求（平成 27 年 4 月制度改正対応追加版）に伴うベンダテスト | 平成 27 年 3 月 23 日<br>～ 平成 27 年 6 月 30 日             | Ver1.0.1              |
| 3  | 介護給付費等のインターネット請求（平成 28 年 4 月暗号強度危殆化対応）に伴うベンダテスト | 平成 27 年 3 月 23 日<br>～ 平成 28 年 3 月 31 日<br>※No2 の延長 | Ver1.1.0              |
| 4  | インターネット請求への円滑な移行のためのベンダテスト                      | 平成 29 年 6 月 15 日<br>～ 平成 29 年 10 月 13 日            | Ver1.1.0              |
| 5  | 電子請求受付システムのセキュリティ強化対応に伴うベンダテスト                  | 令和 3 年 2 月 1 日<br>～ 令和 3 年 3 月 5 日                 | Ver1.2.0              |
| 6  | 電子請求受付システム令和 5 年 2 月リリースに伴うベンダテスト               | 令和 4 年 11 月 24 日<br>～ 令和 5 年 1 月 24 日              | Ver1.3.1              |

## 1.2 テストフロー

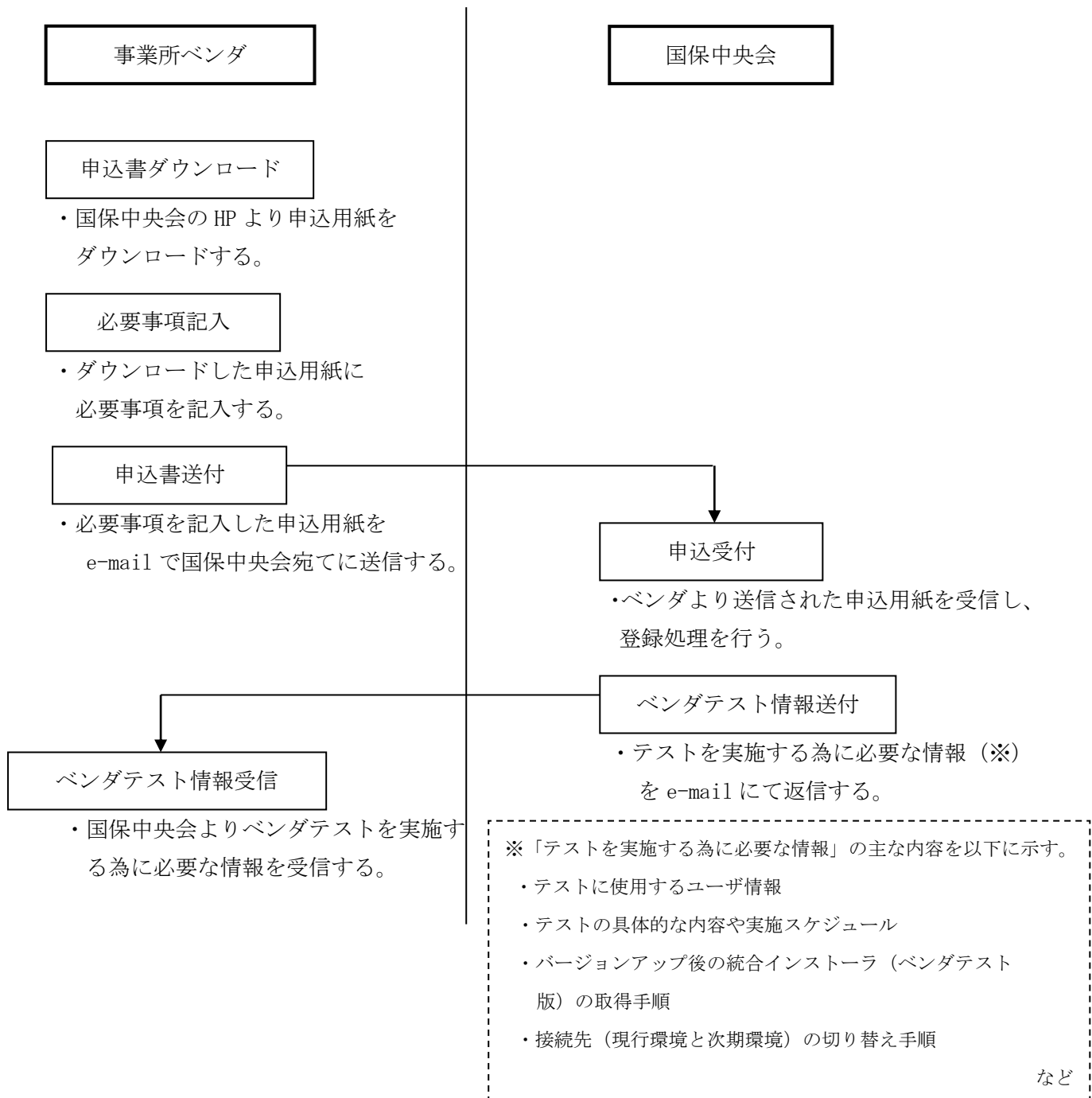


## 2. ベンダテスト申込方法

### 2. 1 対象者

テスト対象は事業所が利用する請求ソフトウェアの開発を行う事業所ベンダとする。

### 2. 2 テスト申込みフロー



## 2. 3 申込みの詳細

### 2. 3. 1 申込書ダウンロード

国保中央会のホームページから「電子請求受付システムにおける令和7年度機器更改に伴うベンダテスト申込書.xlsx」をダウンロードする。URL は以下のとおり。

URL : [https://www.kokuho.or.jp/system/care/nursing\\_care.html](https://www.kokuho.or.jp/system/care/nursing_care.html)

### 2. 3. 2 申込書送付

国保中央会のホームページからダウンロードした「電子請求受付システムにおける令和7年度機器更改に伴うベンダテスト申込書.xlsx」に必要事項を記入し、以下の e-mail アドレスに送信する。

※ 申込書は、テスト実施希望日の2週間前までに送信すること。

なお、指定の申込用紙以外の申込みは受け付けない。(申込書のファイル名は任意とする。)

e-mail アドレス : [v-test-internet@kokuho.or.jp](mailto:v-test-internet@kokuho.or.jp)

再テストを行う場合は、テスト終了後に再度申込書の送付を行うものとする。また、テスト日時を変更する場合は、中止するテスト日時をメール本文に記載するとともに、再度申込書を送付する。

### 2. 3. 3 申込受付およびベンダテスト情報の送付

国保中央会では、申込書に従ってベンダテストの受付を行った後、ベンダテストに必要な以下のデータを申込書に記載された連絡先アドレス宛てに e-mail にて返信する。

- ・ テスト実施日及び時間
- ・ ベンダテスト用電子請求受付システムの URL
- ・ 伝送請求 API ライブラリ (ベンダテスト版) の取得手順
- ・ テストデータ作成に必要な事業所番号・ユーザ ID 等

### 3. テスト内容

事業所ベンダは、国保中央会から示した事業所番号・ユーザ ID 等のデータ仕様にもとづき、テストデータの作成を行う。また、テストデータ送信及び点検結果等のデータ授受については、伝送請求 API ライブラリを使用した請求ソフトウェアにより、インターネット経由で行うものとする。

#### 3. 1 詳細説明

##### 3. 1. 1 環境

事業所ベンダは、以下の環境が必要である。

- ・インターネット接続環境

##### 3. 1. 2 データ送信

事業所ベンダはテスト申込み後に国保中央会に指定された日時に、伝送請求 API ライブラリを使用して請求情報等のテストデータの送信及び取消依頼等を行う。

※ 指定された日時に必要なデータ送信を行わなかった場合、再度申込みから手続きをとることになるので注意する。

##### 3. 1. 3 テストシナリオ

- ・ 請求情報の送信に関する試験
- ・ お知らせ情報に関する試験
- ・ マニュアル情報に関する試験

### 3. 1. 4 データ取得

テストデータの送信後、伝送請求 API ライブラリを使用して、以下に示すデータを取得する。

- ・ 送信済み請求情報等のステータス
- ・ 送信済み請求情報等の点検処理結果
- ・ 送信済み請求情報等の取消結果
- ・ 通知文書一覧
- ・ 通知文書ファイル
- ・ お知らせ一覧
- ・ お知らせ既読情報
- ・ お知らせ添付ファイル
- ・ マニュアル一覧
- ・ マニュアルファイル

※ 指定された日時に必要なデータ受信を行わなかった場合、再度申込みから手続きをとることになるので注意する。

### 3. 1. 5 テストの回数

1 回の申込みにつき、現行環境に対するテスト及び次期環境に対するテストそれぞれを 1 回ずつ（データ送信からデータ取得を行うまで）実施可能とする。

※ 1 回のテストは 1 日で完了する想定だが、複数日に渡ってテストを実施する場合や、再テストを希望する場合は、必ず現在申込み分のテスト実施後、次回分の申込みを行うものとする。

※ 現行環境に対するテスト及び次期環境に対するテストのテスト希望日には、それぞれ別日を指定することも可能とする。また、片方の環境のみテストを希望することも可能とする。

#### 4. テスト実施期間

以下の期間にて実施する。

令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 6 年 12 月 17 日（火）

※ テスト実施期間の土・日・祝祭日はテストを実施しない。

※ 事業所ベンダからのベンダテスト申込みの最終受付は令和 6 年 12 月 3 日までとする。

#### 5. 問合せ

本試験に関する問合せなどは、「電子請求受付システムにおける令和 7 年度機器更改に伴うベンダテスト問合せ一覧表」(※) に示す様式にて問合せ表を作成し、電子メールに添付したうえでベンダテストサポート窓口宛に送付すること（指定の様式以外での問合せは受付けない）。なお、電子メールの件名、添付ファイル名及び宛先のメールアドレスは、以下の通り設定すること。

国保中央会では、複数回問合せを受領した場合でも、問合せ表記載の電子メールアドレス毎に統合し管理を行う。また、回答については、電子メールを送付いただいた際の電子メールアドレスではなく、問合せ表に記載されている担当者の電子メールアドレス宛に送付する。

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 件名      | 介護保険ベンダテスト問合せ【ベンダ名】                           |
| 添付ファイル名 | 電子請求受付システムにおける令和 7 年度機器更改に伴うベンダテスト問合せ一覧表.xlsx |
| メールアドレス | v-test-internet@kokuho.or.jp                  |

※ 問合せ表は、国保中央会のホームページからダウンロードする。URL は以下のとおり。

URL : [https://www.kokuho.or.jp/system/care/nursing\\_care.html](https://www.kokuho.or.jp/system/care/nursing_care.html)

## 6. 注意事項

- 今回のベンダテストにてエラーが検出されなかった場合であっても、平成 26 年 11 月処理分以降の処理に関してすべての保証を行ったということではない。
- テスト結果はいかなる場合も開発ベンダのプログラムおよびデータを保証するものではない。
- 令和 6 年 5 月にリリースを行った電子請求受付システムにおける原案作成委託料支払システム化対応にて、通知文書の新規追加及びフォーマット変更を行ったため、今回のベンダテストにおいて新たなテストケース（対象の通知文書（原案委託料関連情報）を取得できるシナリオ）の追加を行う予定である。
- 過去にベンダテストを実施した事業所ベンダについては、事業所ベンダにおいて必要と判断した場合のみテストの実施を行う。